

第 11 次小諸市交通安全計画の概要

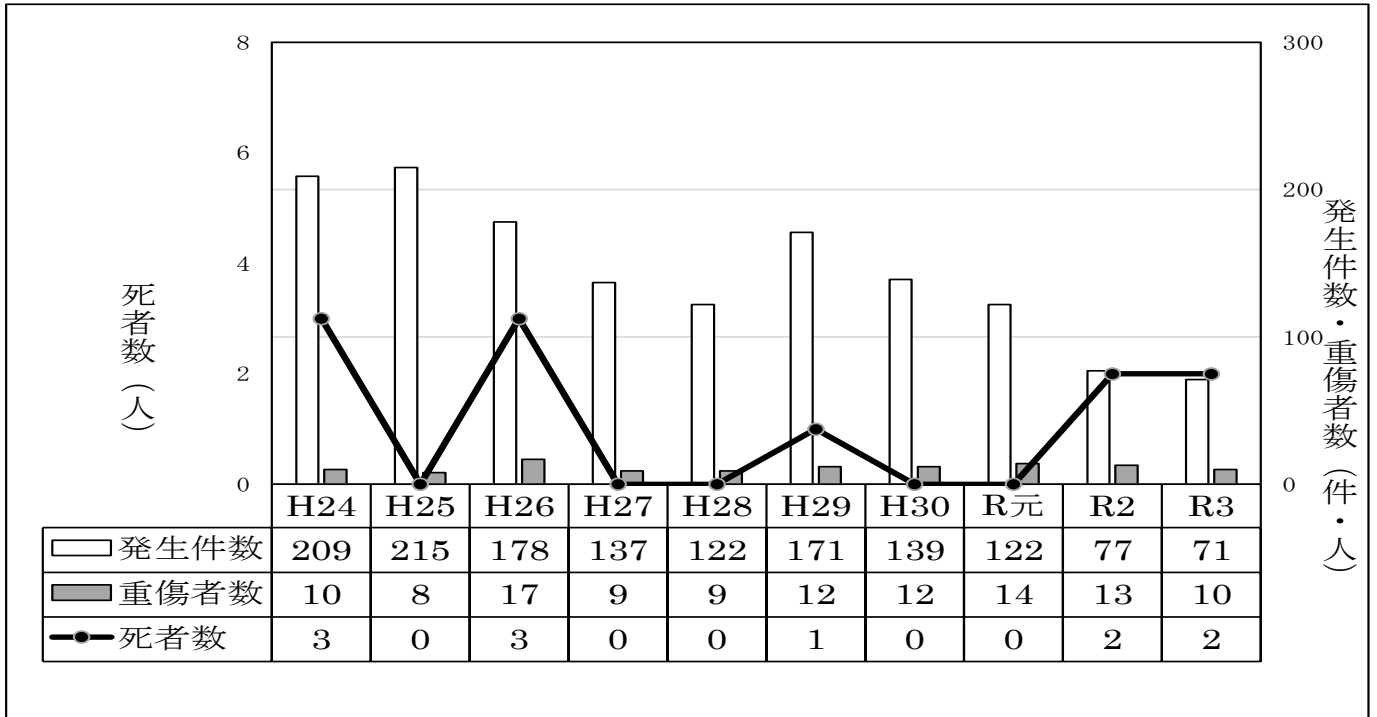
1 交通安全計画の策定について

小諸市では市内の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき昭和 46 年度以降、5 年ごと 10 次にわたり「小諸市交通安全計画」を策定してきました。

第 10 次計画は令和 3 年度で終了することから、国・県の計画に基づき、令和 4 年度から始まる第 11 次計画を策定し、交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安全で安心な小諸市を目標とし、実効性のある対策を重点的・計画的に推進します。

この計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年です。

2 小諸市の交通事故発生件数及び重傷者数の推移



3 第 11 次小諸市交通安全計画の目標

- ① 年間の交通事故死者数を 1 人以下とすること
- ② 年間の交通事故重傷者数を 12 人以下とすること

4 今後の交通安全対策の視点

① 高齢者及び子どもの安全確保

今後も高齢化が急速に進展することを踏まえ、高齢者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図ります。高齢運転者が今後大幅に増加することが予想されることから、交通事故防止対策を強化し、運転免許証の自主返納と公共交通利用を推進します。少子化が進展する中で、安心して子どもを産み、育てることのできる社会を目指すために、子どもを交通事故から守る観点から歩行空間の整備を推進します。

② 歩行者及び自転車の安全確保

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であるため、特に高齢者や子どもにとって、身近な道路の安全性を高めます。自転車については、自動車等に衝突された場合には被害を受ける反面、歩行者等に衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じます。

③ 生活道路における安全確保

各地域における道路交通事情等を十分に踏まえ、生活道路を対象として自動車の速度抑制を図るための対策を推進します。

④ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

インターネットや広報による情報提供を通じ、これまで以上に市民に交通安全対策に関心を持ってもらい、地域における安全・安心な交通社会の形成に自らの問題として積極的に参加してもらうなど、市民主体の意識を醸成します。

5 講じようとする施策

道路交通の安全	1 道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 2 幹線道路における交通安全対策の推進 3 効果的な交通規制の推進 4 自転車利用環境の総合的整備 5 公共交通機関利用の促進 6 災害に備えた道路交通環境の整備 7 総合的な駐車対策の推進 8 道路の使用及び占用の適正化等 9 冬季の安全な道路交通の確保
	2 交通安全思想の普及徹底	<ul style="list-style-type: none"> 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進
	3 車両の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 1 自動車点検整備の充実 2 自転車の安全性の確保
	4 道路交通秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通の指導取締りの強化等 2 暴走族対策の強化
	5 救助・救急活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 救助・救急体制の整備 2 救急関係機関の協力関係の確保等
	6 被害者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通事故相談活動の推進 2 交通災害共済の加入促進

踏切道における交通の安全	1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
	2 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置